

～特定事務受任者の方への御案内～

1 特定事務受任者として申請する場合

(1) 統一請求用紙（職印のあるもの） 一下記事項の明記が必要

- ・ 有する資格
- ・ 当該業務の種類
- ・ 当該事件の依頼者の氏名又は名称
- ・ 利用の目的及び申請理由等

※ ただし、法令等により別に定めのある場合は、この限りではありません。

(2) 特定事務受任者であることを証する書類の提示

- ・ 資格者証若しくは補助者証

※ ただし、弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認できる方法により公表しているときに限り、弁護士記章の提示も認めます。

※ 補助者の方は補助者証の提示又は弁護士等が作成した委任状が必要になります。

(3) 本人確認書類（すべて有効期限内のものに限る） (a) は1点以上、(b) は複数必要

(a) 1点で確認できるもの

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 運転免許証 ・ 旅券 ・ 写真付き住民基本台帳カード ・ 船員手帳 ・ 海技免状 ・ 小型船舶操縦免許証・ 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 一時庇護許可書 ・ 仮滞在許可書・ 戦傷病者手帳 ・ 身体障がい者手帳 ・ 療育手帳 ・ 宅地建物取引主任者証 ・ 電気工事士免状・ 猟銃・空気銃所持許可証 ・ 無線従事者免許証 ・ 認定電気工事従事者認定証 ・ 耐空検査員の証・ 特殊電気工事資格者認定証 ・ 航空従事者技能証明書 ・ 運航管理者技能検定合格証明書・ 動力車操縦者運転免許証 ・ 教習資格認定証 ・ 検定合格証・ 国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書（本人の写真が貼付されたものに限る） |
|---|

(b) 複数必要なもの (A+A) 又は (A+B)

- | | |
|---|--|
| A | <ul style="list-style-type: none">・ 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証 ・ 共済組合員証・ 国民年金手帳 ・ 国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書 ・ 医療受給者証・ 共済年金若しくは恩給の証書 ・ 写真無し住民基本台帳カード・ 交付申請書上に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 等 |
|---|--|

- | | |
|---|--|
| B | <ul style="list-style-type: none">・ 学生証 ・ 法人が発行した身分証明書（国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。）・ 国又は地方公共団体の機関が発行した免許証、許可証又は資格証明書（①に掲げる書類を除く。） |
|---|--|

2 郵送での申請

(1) 上記1の(1)に規定する統一請求用紙

- ・ 資格者証の写し又は上記1の(3)本人確認書類(a)で掲げた書類1点の写し

（ただし弁護士等の所属する会が会員の氏名及び事務所の所在地を容易に確認できる方法により公表しているときは、省略できます。）

- ・ 返信用封筒（宛名の記載・切手の貼ってあるもの）

※ 送付先は弁護士等の事務所の所在地に限ります。

- ・ 証明書交付手数料分の定額小為替

※何か御不明な点がありましたらこちらへお問合せ下さい。

岡崎市市民生活部市民課証明窓口班 0564-23-6528